

Ⅲ. 参考

○国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定件数

種別 \ 事項	新規指定件数		合計
	国 宝	重要文化財	
絵 画	1	8	2, 0 1 0 (1 6 0)
彫 刻	1	1 0	2, 6 9 9 (1 3 1)
工 芸 品	1	5	2, 4 5 2 (2 5 3)
書跡・典籍	1	3	1, 9 0 6 (2 2 5)
古 文 書	0	5	7 6 3 (6 0)
考 古 資 料	0	8	6 2 6 (4 6)
歴 史 資 料	0	7	1 9 8 (3)
合 計	4	4 6	1 0, 6 5 4 (8 7 8)

(注) 合計欄括弧内の数字は国宝の件数で、内数である。

○参照条文：文化財保護法（抄）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

第一百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除